

地方税法等の一部を改正する法律 (平成27年3月31日法律第2号)

森 稔 樹

1. はじめに

本稿は、第189回国国会会期中の平成27年2月17日に内閣提出法律案第5号として衆議院に提出され、3月31日に参議院本会議にて原案通りに可決・成立し、同日に内閣により公布された「地方税法等の一部を改正する法律」（以下、地方税法等一部改正法）について、主に立法過程を中心に概観および検討を試みるものである⁽¹⁾。

地方税法等一部改正法は平成27年度税制改正の一環であり、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年3月31日法律第9号。以下、所得税法等一部改正法）と密接な関連を有するとともに、法律において示される改正点は多く、その内容も多岐にわたる。そこで、本稿においては、地方法人課税、消費税・地方消費税の税率引き上げ時期の変更、「ふるさと納税」制度の拡充など、重要と考えられる論点に対象を絞り、検討などを行うこととする。

なお、本稿は、自治総研440号（2015年6月号）76頁以下および自治総研446号（2015年12月号）48頁以下に掲載されたものに加筆修正を施したものである。

(1) 地方税法等一部改正法に関する解説として、総務省自治税務局企画課ほか「平成27年度税制改正を巡る議論について」地方税2015年2月号10頁、村上浩世ほか「平成27年度地方税法改正法案解説」地方税2015年3月号10頁、「特集 改正大綱から読むQ&A 平成27年度税制改正の要点」税2015年3月号9頁、今道雄介「地方税制改正の方向」税2015年4月号10頁、伊藤正志ほか「都道府県税関係改正案解説」同43頁、山本倫彦ほか「市町村税関係改正案解説」同108頁、東高士ほか「固定資産税等関係改正案解説」同206頁がある。また、金子宏『租税法』〔第二十版〕（2015年、弘文堂）71頁も参照。

2. 法律案が提出されるまでの動向

(1) 立法過程の概略

平成27年度税制改正の眼目は、法人課税に置かれている。

これは、言うまでもなく、第二次・第三次安倍晋三内閣が推進する経済政策（「アベノミクス」）の一環であり、「デフレ脱却」および「経済再生」のための一策として位置づけられている。平成26年12月30日の「平成27年度税制改正大綱」（自由民主党および公明党。以下、与党税制改正大綱）は、「第一 平成27年度税制改正の基本的考え方」において、「今後、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていく必要がある」、「企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益に結び付くという、経済の好循環を着実に実現していくことが重要である。税制においても、企業が収益力を高め、賃上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある」と述べた上で、法人課税については、単に法人税法等の改正に留まるのではなく「平成27年度から法人税改革に着手し、一部の黒字企業に税負担が偏っている状況を是正して、広く負担を分かち合う構造へと改革する」と宣言した⁽²⁾。「法人税改革」という言葉は平成27年1月14日の「平成27年度税制改正の大綱」（閣議決定。以下、政府税制改正大綱）においても用いられる。その意味は、単に国税としての法人税における税率引き下げに留まるものではなく、法人事業税における外形標準課税の強化という形で、やや誇張気味に表現するならば所得課税からの脱却を目指すという方向をとる。その意味において、地方税制における応益性・応益課税の強化、または応能性・応能課税の弱体化という昨今の税制改正の傾向に連なるものと理解することが許されるであろう。

地方税法等一部改正法の成立に至るまでの過程の始点を何処に求めるかは一つの問題たりうるが、「法人税改革」に着目するならば、平成26年6月5日の「法人税改革に当たっての基本認識と論点」（自由民主党税制協議会、公明党税制調査会）とすることが認められよう。そこにおいては、「急速な少子化・高齢化」および「経済のグローバル化」に日本の産業構造も対応することが必要であり、これとともに法人課税の「構造的な改革」の必要性が述べられている。

(2) 与党税制改正大綱1頁。総務省自治税務局企画課ほか・前掲注(1)10頁も参照。

他方、同日には与党税制協議会「消費税の軽減税率に関する検討について」もまとめられたが、軽減税率については、消費税・地方消費税の税率を10%とする際に「関係事業者を含む国民の理解を得た上で」導入することを平成26年度与党税制改正大綱に示した旨を指摘しつつ、「与党税制協議会としては、予め案を絞り込むのではなく、広く国民の意見を聞きながら、検討していくこととし」、「国民の議論の材料とするため、考え得るパターンをいわば機械的に示す」に留まった。

「法人税改革」への意向は、同年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」（以下、「骨太の方針2014」）および「『日本再興戦略』改訂2014～未来への挑戦～」（以下、「日本再興戦略2014」）にも続く。この点については両者とも同じ内容であるので、本稿においては「骨太の方針2014」の内容に触れておくと、安倍内閣が「停滞の20年」から脱却するために、「長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生」を目標として「アベノミクス」として「三本の矢」を放つという経済政策を推進し、その成果が現れつつあるとして、「この経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組む」と宣言する⁽³⁾。その上で、「経済再生なくして財政健全化はない。また、財政健全化なくして経済再生はな」く、「経済再生と財政健全化の好循環構築が不可欠である」としつつも、「歳入面でも、成長志向型の税体系を目指していくという観点から取り組んでいく」として、「日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する」と宣言する⁽⁴⁾。もっとも、「改革」の内容は「数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する」と記されるのみであり、財源についても「2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る」とされるにすぎない⁽⁵⁾。

他方、平成26年6月27日の政府税制調査会（第10回）においてとりまとめられた「法人税の改革について」は、「法人税改革の趣旨」を日本の「立地競争力を高める

(3) 「骨太の方針2014」1頁。

(4) 「骨太の方針2014」23頁。「日本再興戦略2014」19頁、67頁も同旨。

(5) 「骨太の方針2014」23頁、「日本再興戦略2014」20頁、68頁。

とともに、わが国企業の競争力を強化するために税率を引き下げること」および「法人税の負担構造を改革すること」とした⁽⁶⁾。すなわち、「法人税の改革について」は、「骨太の方針2014」および「日本再興戦略2014」において漠然としていた内容を具体化し、課税ベースの拡大と税率の引き下げにより「法人課税を“広く薄く”負担を求める構造に」変化させるという方向性を示した。これが「利益を上げている企業の再投資余力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造」である⁽⁷⁾。また、「法人税の改革について」は、明確に「地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である」と指摘し、平成15年度より導入されている法人事業税の外形標準課税の「見直し」が「事業活動規模に対し課す税として企業間でより広く薄く負担を担う構造にするために」、また「企業の選択を歪めないという中立の観点」に立ち、必要であるとも述べる⁽⁸⁾。

このような「法人税改革」の方向性については、当然、批判がある。一つは租税特別措置、とくに研究開発税制を筆頭とする、「産業支援など特定の政策目的のために税負担の軽減を図る政策税制」である。政府税制調査会自身も整理縮減の必要性を述べているが、山家悠紀夫氏は、「日本には、研究開発投資減税その他の減税措置があり、これを利用できる日本の大企業の税負担率は、実効税率約三五%よりはるかに低くなっているということもあ」と述べる⁽⁹⁾。また、外形標準課税の拡大など、中小企業税制を改め、課税を強化する方向性も「法人税の改革について」には打ち出されており、山家氏は法人税実効税率引き下げの「代償」と表現する⁽¹⁰⁾。

平成27年度税制改正に向けての動きは、平成26年11月に入る頃には減速する。同月18日、安倍晋三内閣総理大臣は、正式に衆議院の解散、ならびに消費税・地方消費税の税率引き上げを平成27年10月1日から平成29年4月1日に延期することを表明した。これにより、衆議院が平成26年11月21日に解散され、衆議院議員総選挙が12月14日に行われた。結局、与党税制改正大綱がとりまとめられたのは平成26年12月30日、政府税制改正大綱が閣議決定されたのは翌年1月14日であった。

平成27年1月26日に開会した第189回国会は、前述の事情により平成27年度税制改

(6) 政府税制調査会「法人税の改革について（平成26年6月27日）」1頁。

(7) 政府税制調査会・前掲注(6)1頁。

(8) 政府税制調査会・前掲注(6)2頁。

(9) 山家悠紀夫『アベノミクスと暮らしのゆくえ』（2014年、岩波書店）53頁。

(10) 山家・前掲注(9)55頁。

正関連法律案などの提出が遅れた上に、第三次安倍内閣の様々な問題のために法律案等の審議が進まず、2月末日の時点で成立し、公布された法律は「地方交付税法の一部を改正する法律」（平成27年2月12日法律第1号。内閣提出法律案第1号）一本に留まっていた。3月30日にようやく一本の、翌31日には駆け込みで十本の法律が成立し、同日に公布され、4月1日より施行された。地方税法等一部改正法および所得税法等一部改正法もその中に含まれており、辛くも平成27年度初日からの施行に間に合った。

平成27年度税制改正の目的は、端的に「デフレ脱却」、「経済再生」、そして「成長志向」にまとめられる。現状認識として主眼は「デフレ脱却」および「経済再生」に置かれるのであり、「成長志向」はこれら二点を実現するための精神という位置づけなのであろう。

そして、この三点は、既にみたように与党税制改正大綱においてとくに強調されていた⁽¹¹⁾。政府税制改正大綱は、与党税制改正大綱に比してやや控えめな表現を用いるが、やはり「現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置を講ずる」としており⁽¹²⁾、「経済再生」に重きを置いていることは明らかである。勿論、「デフレ脱却」および「経済再生」は、地方税法等一部改正法の提案理由にも「現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行う」として示されている。

(2) 平成26年11月の動き ゴルフ場利用税廃止論議

地方税法等一部改正法の内容を概観する前に、第187回国会の会期中にみられ、結局は平成27年度税制改正に入れられなかった事項について触れておきたい。

平成26年11月4日に開かれた参議院予算委員会において、松沢成文委員（みんなの党。以下、職名、所属政党は全て当時のもの）がゴルフ場利用税を廃止すべきであるとする趣旨の質疑を行った。これに対して、下村博文文部科学大臣は、スポーツの中でゴルフだけが「施設の利用に伴い課税をされており、なおかつ消費税との二重の課税が」あるので「文部科学省としては、ゴルフ場利用税の廃止を総務省に要望する」

(11) 与党税制改正大綱1頁。総務省自治税務局企画課ほか・前掲注(1)10頁も参照。

(12) 政府税制改正大綱1頁。

と答弁した。また、麻生太郎財務大臣は、消費税・地方消費税の税率引き上げの際に「地方税もそのとき収入が増え」るので廃止のタイミングとしてはよい旨を述べた⁽¹³⁾。

(3) 平成26年11月の動き 狩猟税廃止要望

環境省は、11月5日に狩猟税（地方税法第700条の51）の廃止を要望することを明らかにした。その理由として、野生鳥獣による農作物被害の増大とハンターの減少があげられている。同日に自由民主党環境部会において了承されたが⁽¹⁴⁾、これも結局は平成27年度税制改正において実現しなかった。

3. 地方税法等一部改正法（案）の概要

ここで、地方税法等一部改正法の内容を概観しておきたい。

平成27年3月5日の衆議院総務委員会（第3回）において、高市早苗総務大臣は、提出理由を「現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立などの観点から、地方税に関し、所要の施策を講ずるため」と述べた上で、概要を次のように示した⁽¹⁵⁾。

- ① 地方法人課税の改正 法人事業税につき、所得割の税率引き下げと外形標準課税の拡大等。
- ② 地方消費税の税率引き上げ時期の変更（「地方交付税の率の変更等」も含む）。
- ③ 個人住民税の改正 「ふるさと納税」制度（「地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除」）の拡充。
- ④ 車体課税の改正
 - ・自動車取得税の税率軽減等の特別措置（「エコカー減税」）を、一部見直した上で平成29年3月31日まで延長する。

(13) 以上、「第187回国会参議院予算委員会会議録第3号（平成26年11月4日）」31頁による。朝日新聞2014年11月5日付朝刊5面14版「ゴルフ場利用税 文科相・財務相が廃止論 『金持ちのスポーツではない』『五輪種目に税金、いかがか』」、日本経済新聞2014年11月5日付朝刊4面14版「ゴルフ場利用税 首相が廃止検討」も参照。

(14) 朝日新聞社「狩猟税廃止を要望 環境省方針 ハンター増やす狙い」（2014年11月5日21時59分付。 <http://www.asahi.com/articles/ASGC55HZ4GC5ULBJ00N.html>）による。

(15) 第189回国会衆議院総務委員会会議録第3号（平成27年3月5日）32頁による。

- ・軽自動車税に「グリーン化特例」を導入し、「環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の税率を軽減する特例措置の創設、二輪の軽自動車等に係る軽自動車税の税率の引き上げ時期の一年延期等を行う」。
 - ⑤ 固定資産税および都市計画税 平成27年度に実施される評価替えにあたって「現行の土地に係る負担調整措置等を継続する」。
 - ⑥ 狩猟税の改正 「有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、一定の狩猟者登録に係る軽減措置を平成三十年度まで実施する」。
 - ⑦ その他 「猶予制度及び個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う」。
- ここで、それぞれの内容についてもう少し概観しておくこととする。

〔1〕 地方法人課税の改正

(1) 法人事業税のうち、所得割の税率引き下げ

与党税制改正大綱は、「まず、平成27年度税制改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させる」として、「国・地方を通じた法人実効税率（現行34.62%）を、平成27年度に32.11%（▲2.51%）」と設定し、さらに段階的に引き下げて平成28年度以降の税制改正（具体的な目標年度は示されていない）において20%台にまで引き下げる旨を宣言した⁽¹⁶⁾。より具体的には<表1>に示す通りとなる。

また、平成27年2月12日の施政方針演説において、安倍晋三内閣総理大臣は「法人実効税率を2.5%引き下げます。35%近い現行税率を数年で20%台まで引き下げ、国

<表1> 法人税率および法人実効税率の変化

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%	6.0%	4.8%
（参考）国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11% （▲2.51%）	31.33% （▲3.29%）

[出典：与党税制改正大綱1頁、60頁および65頁より、筆者が作成。法人事業税所得割（標準税率）は、年800万円超の所得に関するもの。]

(16) 与党税制改正大綱1頁。

際的に遜色のない水準へと法人税改革を進めてまいります」と明言した⁽¹⁷⁾。

他方、政府税制改正大綱には上記のようなスケジュールが示されていないが、税率については、法人税法第66条第1項が適用される普通法人、一般社団法人等または人格のない社団については25.5%から23.9%に引き下げ、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に適用することとされた⁽¹⁸⁾。これは所得税法等一部改正法第2条に盛り込まれ、実現している。これに合わせて、地方税法等一部改正法第1条は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える普通法人について、平成27年4月1日より平成28年3月31日までの間に始まる事業年度における標準税率（地方税法第72条の24の7第1項第1号ハ）を、〈表2〉に示すように引き下げる旨を定める。

〈表2〉 資本金の額または出資金の額が1億円を超える普通法人についての
法人事業税所得割の標準税率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年400万円以下の所得 (地方法人特別税相当分を含む税率)	3.8%	3.1%	2.5%
年400万円以下の所得 (地方法人特別税相当分を除いた税率)	2.2%	1.6%	0.9%
年400万円を超え800万円以下の所得 (地方法人特別税相当分を含む税率)	5.5%	4.6%	3.7%
年400万円を超え800万円以下の所得 (地方法人特別税相当分を除いた税率)	3.2%	2.3%	1.4%
年800万円を超える所得 (地方法人特別税相当分を含む税率)	7.2%	6.0%	4.8%
年800万円を超える所得 (地方法人特別税相当分を除いた税率)	4.3%	3.1%	1.9%

〔出典：政府税制改正大綱54頁より、一部を修正した上で作成。表中の「地方法人特別税相当分を含む税率」とは「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を適用した場合の税率をいい、「地方法人特別税相当分を除いた税率」とは同法を適用しない場合の税率をいう。なお、地方税法附則第9条の2に規定される「各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額」に対する税率は省略したことを、お断りしておく。〕

(17) 朝日新聞2015年2月13日付朝刊5面12版「安倍首相の施政方針演説（全文）」による。また、首相官邸のサイトにも「第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20150212siseihousin.html)が掲載されている。

(18) 他方、法人税法第66条第2項に規定される軽減税率は維持され、中小法人、公益法人等および協同組合等の軽減税率の特例（いずれも、所得金額のうち年800万円以下の部分に対して15%とする）は2年間延長されるが、軽減税率のあり方については今後も検討が行われることとされる（与党税制改正大綱60頁）。

(2) 法人事業税のうち、付加価値割および資本割の税率

他方、付加価値割（地方税法第72条の24の7第1項第1号イ）および資本割の標準税率（同ロ）は、＜表3＞に示すように改められる。

付加価値割は「各事業年度における付加価値額」⁽¹⁹⁾を課税標準とするものであり（地方税法第72条の12第1号イ）、資本割は「各事業年度の資本金等の額」（同ロ）であるから、いずれも外形標準課税である。また、収入割（同第2号）も外形標準課税である。

法人事業税における外形標準課税導入および強化は、シャープ勧告以来、地方税財政における一つの懸案であったとみてよい。第一次地方分権改革以降に限ってみても、例えば地方分権推進委員会最終報告（平成13年6月4日）は「法人事業税については、税負担の公平性、税の性格の明確化、基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、外形標準課税の導入が必要であり、昨年11月自治省から提示された具体案は、課税標準として法人の生み出す付加価値を的確に捉え、現在の所得課税に比べ、薄く、広く、公平な課税を図ろうとするものであって、現行の所得課税よりも優れている」から「これまでの議論を参考にしつつ、外形標準課税の早期導入を図るべきである」と述べていた。現行の付加価値割および資本割は平成15年度税制改正の結果として導入されたものであるが、さらなる強化が行政実務や学界などから主張されてきた。枚挙に暇がないので詳細は控えるが、一つだけ例をあげるならば、全国知事会「法人実効税率の見直しに関する提案」（平成26年5月19日）は「法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討する」ことを求めた。それと同時に、「外形標準課税は、法人の事業活動

＜表3＞ 資本金の額または出資金の額が1億円を超える普通法人についての
法人事業税付加価値割および資本割の標準税率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%

[出典：政府税制改正大綱54頁より。]

(19) 付加価値額とは、各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額と各事業年度の単年度損益との合計額である（地方税法第72条の14。それぞれの意味および計算方法については第72条の15以下を参照）。

の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つ」などの理由から「資本金1億円超の法人に対する付加価値割の比重を高めることを優先して検討すべきである」と述べていた。

与党税制改正大綱は、今次の税制改革における「法人税改革」について「より広く負担を分かち合い、『稼ぐ力』のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資や新たな技術開発への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていく」ことが目的であると述べる⁽²⁰⁾。これについて、財務省主税局長の佐藤慎一氏は「赤字法人には一定の負荷をかける一方、黒字法人には軽減する」ことによって「より競争的な努力をすることで、より軽減が行く、頑張るところ・稼ぐ力を持つところに軽減が行くという全体的なダイナミズムを企業活動の中に生み出すような構造改革をする」と説明する⁽²¹⁾。法人事業税の外形標準課税の強化は、まさにこの趣旨で考えられているものであるが、赤字企業には一種の懲罰を科すような内容であるとも言いうるため、妥当性については見解が分かれるところであろう。

なお、法人事業税の税率改正に伴う負担の上昇を緩和する措置として、地方税法等一部改正法附則第8条第2項などにより、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に始まる事業年度における付加価値額が40億円以下である法人について特例が設けられる。すなわち、当該事業年度に係る事業税額が、平成27年3月31日現在の付加価値割、資本割および所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合には、付加価値額が30億円以下である法人であればその超過金額の2分の1の金額を事業税額から控除し、30億円を超えて40億円以下である法人であればその超過金額に2分の1から0までの間の割合（付加価値額に応じて変わる）を乗じた額を事業税額から控除するものとされている。

(3) 地方特別法人税の税率

平成27年度税制改正においては、地方特別法人税⁽²²⁾の税率の改正も盛り込まれた。

(20) 与党税制改正大綱 3頁。

(21) 佐藤慎一「平成27年度税制改正について」租税研究2015年4月号6頁。

(22) 拙稿「税源の偏在と地域間格差～地方法人税法（平成26年3月31日法律第11号）～」自治総研434号（2014年12月号）77頁、87頁、88頁も参照。

資本金1億円超の普通法人につき、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度、および平成28年4月1日以後に開始する事業年度の税率は、**<表4>**に示すように改められる。

<表4> 付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率（地方法人特別税等に関する暫定措置法第9条第1号）

平成26年度	平成27年度	平成28年度～
67.4%	93.5%	152.6%

[出典：政府税制改正大綱55頁。一部を筆者が修正。]

(4) 法人事業税のうち、資本割の課税標準の見直し

地方税法第72条の21は「資本割の課税標準の算定の方法」を定める。原則は第1項に定められる通りであり、この点は改正されていないが、新たに第2項が追加され（旧第2項以下は繰り下げられた）、第1項に基づいて計算された「資本金等の額」が「各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には」第72条の12第1号ロにいう「各事業年度の資本金等の額」は「各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする」こととなった。

(5) 付加価値割の課税標準の算定についての特例

地方税法附則第9条に第13項以下を追加し、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に始まる事業年度において国内雇用者に対し給与等を支払った法人について、「雇用者給与等支給額」（租税特別措置法第42条の12の4第2項第3号）から「基準雇用者給与等支給額」（同第4項）を控除した金額（＝「雇用者給与等支払増加額」）の「基準雇用者給与等支給額」に対する割合が一定の比率を超えた場合に、「雇用者給与等支払増加額」などの金額を付加価値割から控除することとした。これは、所得拡大促進税制の導入として位置づけられるものである。

[2] 消費税・地方消費税の税率引き上げ時期の変更（「地方交付税の率の変更等」も含む）

前述のように、平成27年度税制改正の最大の眼目は法人課税であるが、論理的必然

性の有無はともあれ、直間比率の是正という題目の下、所得課税（個人所得課税、法人所得課税のいずれをも含む）の軽減と消費課税の強化は、地方分権改革の下でも一貫して求められた方向である、と云う。また、周知のように、平成24年、当時の野田佳彦内閣の下において進められた「社会保障・税一体改革」においては「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」が謳われ、消費税が「高い財源調達力を有し、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定して」おり、「勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪みが小さいという特徴を持つが故に「高齢化社会における社会保障の安定財源としてふさわしい」とされた⁽²³⁾。その際に、平成26年4月に消費税・地方消費税の税率を8%、平成27年10月に10%に引き上げた上で、「国分の消費税収について法律上全額社会保障目的税化するなど、消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する」ものとされた⁽²⁴⁾。

以上の事柄を受けて「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年8月22日法律第68号。以下、税制抜本改革消費税法）および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年8月22日法律第69号。以下、税制抜本改革地方税法）が制定された。しかし、前述のように、平成26年11月18日、安倍内閣総理大臣は消費税・地方消費税の税率引き上げ（8%から10%）期日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に延期することを表明した。この点について、与党税制改正大綱は「就業者数や名目総雇用者所得の増加など雇用・所得環境は改善傾向が続くとともに、企業部門も高水準の経常利益を実現するなど、景気は緩やかな回復基調が続いている」ものの「足下では個人消費等に弱さが見られ、平成26年7－9月期の実質GDP成長率が2四半期連続でマイナス成長となり、「景気の回復状況にはばらつきがみられ、特に地方や中小企業ではアベノミクスの成果を十分に実感できていない」と指摘している⁽²⁵⁾。しかし、この延期は日本の財政健全化への姿勢を疑わせるものであり、社会保障など諸政策を推進するための財源にも影響を及ぼしかねない。そこで、消費税・地方消費税の税率の引き上げ時期を平成29年4月にし、再延長を行わないこととした。

(23) 「社会保障・税一体改革大綱について」（平成24年2月17日閣議決定）2頁、27頁。

(24) 「社会保障・税一体改革大綱について」28頁。

(25) 与党税制改正大綱1頁。

以下、地方税法等一部改正法（および所得税法等一部改正法）による改正について概観することとする。

（１） 消費税・地方消費税の税率引き上げ時期の変更など

① 引き上げ時期を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更する

地方税法等一部改正法第3条は、税制抜本改革地方税法の改正に係る規定である。このうち、税率引き上げの時期の変更は、税制抜本改革地方税法の附則第1条第2号を改正し（平成27年4月1日→平成29年4月1日）、本則第2条⁽²⁶⁾の施行日を決める同附則第1条第3号および第4号を削除することによりなされる。これにより、新第2号が平成29年4月1日を施行日とするのは本則第2条および第4条、附則第8条ないし第13条、第16条、第21条および第22条の規定である。なお、附則第8条などにある「二十七年新地方税法」は「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」は「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改められることとなる。

同趣旨の改正は、税制抜本改革消費税法の改正に係る規定である所得税法等一部改正法第18条により、消費税についてなされている。

② いかなる理由であれ、消費税・地方消費税の税率引き上げの再延期を行わない

既に述べたように、平成27年10月1日に予定されていた税率引き上げの延長は、税制抜本改革消費税法附則第18条第3項および税制抜本改革地方税法附則第19条第3項を法的根拠としていた。これらの規定が残れば、再延期も可能である。そこで、平成29年4月1日に引き上げを行うように、これらの規定を削除した。なお、改正により、税制抜本改革地方税法附則第19条は第18条に改められるが⁽²⁷⁾、「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する」と定める第2項は改正されないため⁽²⁸⁾、消費税・地方消費税の税収が「社会保障・税一体改革」の趣旨と異なる

(26) この規定は、地方消費税の税率を（課税標準である消費税額の）63分の17から78分の22に改める趣旨を明示する。

(27) 税制抜本改革消費税法附則第18条は、第3項が削除されるのみである。

(28) 税制抜本改革消費税法附則第18条第2項も同旨の規定であり、存続する。

使途に用いられる可能性は残された。

(2) 地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置

地方税法第72条の116は、地方公共団体が地方消費税の税収額相当分を「社会保障施策」に要する経費に充てる旨を定める。また、地方税法第72条の115は、都道府県が市町村に税収の一定割合を交付することを定める。しかし、税率引き上げ直後から都道府県に税収効果が現れる訳ではない（地方税法施行令第35条の19を参照）。そのため、経過措置が必要とされる場所である。

現行の地方税法第72条の114ないし第72条の116、および附則第9条の15によると、都道府県で地方消費税の清算を行う際に17分の7（社会保障財源化分）と17分の10（社会保障財源化分以外の部分）という割合が用いられる。これについて、税制抜本改革地方税法附則第13条第2項は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで上記の割合を21分の10（社会保障財源化分）と21分の11（社会保障財源化分以外の部分）とすることを定めていた。地方税法等一部改正法は、税率引き上げが平成27年4月1日から施行することに改めたことから、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで上記の割合を19分の9（社会保障財源化分）と19分の10（社会保障財源化分以外の部分）とすることに改めた。

(3) 地方消費税の清算

地方消費税は都道府県税であるが（地方税法第734条第1項、同第4条第2項、同第1条第2項）、原材料の生産、製造、卸売および小売が別々の都道府県において行われうる以上、課税地と最終消費地との不一致という根本的な問題が存在する⁽²⁹⁾。これを解決するために都道府県間の清算が必要となる。

地方税法は、第72条の114に地方消費税の清算に関する規定を置く。すなわち、「道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額か

(29) そのため、地方消費税が仕向地主義に立つのか源泉地主義に立つのかという問題もある。持田信樹『地方分権の財政学』（2004年、東京大学出版会）106頁、棚瀬誠「地方団体による多段階型の付加価値税の税率決定について——地方消費税勉強会報告書——」税2007年9月号61頁、堀場勇夫「地方税としての消費税」税2008年8月号6頁を参照。鈴木将覚「地方税改革の方向性」奈良県税制調査会『望ましい地方税のありかた——奈良県税制調査会からの発信——』（2014年、奈良県）168頁も参照。

ら前条第一項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものと」し（第1項）、「道府県は、前項に規定する合算額の十七分の七に相当する額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする」（第2項）。ここで「第一項及び第二項の各道府県ごとの消費に相当する額」は「各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。）と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額（消費に関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。）とを合計して得た額」である（第4項）。具体的には、地方税法施行令第35条の19以下および同施行規則第7条の2の9以下を参照されたいが、地方消費税の清算基準は、平成9年の同税導入以降、基本的に変更されておらず、概ね次のように構成されていた⁽³⁰⁾。

「小売年間販売額」（商業統計本調査による）＋「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）の合算額」（地方税法施行令第35条の19第2項第1号）：
75%

「人口（国勢調査に基づく）」：12.5%

「従業員数（経済センサス基礎調査）」：12.5%

これに対し、全国知事会は「社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である『消費に相当する額』について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入された経済センサスでは正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として『人口』を用いること等により、算定における『人口』の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである」と提案した⁽³¹⁾。地方財政審議会も、平成24年に「経済センサス活動調査」が実施され、その結果が平成26年2月に公表されたことなどから「サービス業に係る統計については、平成24年経済センサス活動調査に基づく数値に置き換え」、「平成24年経済センサス活動調査を用いることによりサービス業に係る統計カバー率が上昇すること、

(30) 総務省自治税務局企画課ほか・前掲注(1)93頁掲載の「資料60」を参考とした。

(31) 全国知事会「平成27年度税財政等に関する提案」（平成26年10月7日）3頁。

『従業者数』は主にサービス供給地で消費されるサービスの代替指標と考えられてきたこと等を踏まえ、『人口』の比率を引き上げ、『従業者数』の比率を引き下げる方向で見直しを行うべきである」と述べる⁽³²⁾。

結局、これらの提案を受け入れる形で、新しい清算基準は概ね次のように構成されることとなった⁽³³⁾。

「小売年間販売額」（商業統計本調査による）＋「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）の合算額」：75%

「人口（国勢調査に基づく）」：15%

「従業員数（経済センサス基礎調査）」：10%

なお、地方消費税の清算については、与党税制改正大綱、政府税制改正大綱のいずれにおいても詳細に示されておらず、地方税法等一部改正法にも明示されていない。地方税法施行令および同施行規則の改正が行われるものと思われる⁽³⁴⁾。

〔3〕個人住民税の改正 「ふるさと納税」制度（「地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除」）の拡充

与党税制改正大綱は、平成27年度税制改正における「基本的な考え方」の一つとして「地方創生・国家戦略特区」をあげ、「『まち・ひと・しごと創生法』にも掲げられているとおり、『東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保』するとともに、『急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける』ことが重要である」と指摘するとともに、これに係る税制として「地方拠点強化税制」、「ふるさと納税」、「外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」などをあげる⁽³⁵⁾。このうち、「地方拠点強化税制」は国税（法人税）の投資減税が主な内容であり、雇用促進のための税額控除制度をも創設するというものである。

「地方拠点強化税制」が主に法人に係るものであるならば、「ふるさと納税」は個

(32) 地方財政審議会「平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（平成26年12月19日）21頁。

(33) 総務省自治税務局企画課ほか・前掲注(1)93頁掲載の「資料60」を参考とした。

(34) なお、地方消費税について、上村敏之「地方自治体の社会保障財源としての地方消費税の清算基準のあり方」奈良県・前掲注(29)1頁、竹本亨「地方消費税の清算が生む地域間格差の問題点」同書23頁も参照。

(35) 与党税制改正大綱6頁。

人に係るものである。与党税制改正大綱は、「ふるさと納税」を「地方創生」の推進に結びつけ⁽³⁶⁾、拡充を提案する。もっとも、「ふるさと」は余りに漠然とした言葉であり、「地方創生」との関連性が不明確であるが、平成28年度分以降の個人住民税につき、都道府県または市町村への寄附金に係る税額控除の限度額を、現行の1割から2割に引き上げ、平成27年度以降について給与所得者など確定申告が不要とされる者が簡素な手続で行えるためのものとして「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を設ける、と述べる。他方、過熱気味の返礼品について、与党税制改正大綱は「地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する」⁽³⁷⁾、「当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、都道府県又は市区町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、都道府県及び市区町村に対して要請する」⁽³⁸⁾と述べるのみである。

以上の提言のうち、都道府県または市区町村への寄附金に係る税額控除の限度額の引き上げは、地方税法等一部改正法第1条による地方税法第37条の2第2項および第314条の7第2項の改正として実現した。

また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、地方税法附則第7条（削除されていた）の改正により、「個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等」として設けられることとなった。これは、当分の間、確定申告が不要とされる給与所得者（所得税法第120条および第121条を参照）などが住民税の「寄附金税額控除」を受けようとする場合に、地方税法第45条の3第1項に定められる申告書の提出（同第45条の2第3項も参照）に代えて、寄附先となる地方公共団体の長に対し、当該地方公共団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に対して「申告特例通知書」を送付することを求めることができる、というものである（地方税法附則第7条第1項および第8項。同第2項および第9項も参照）。寄附先となる地方公共団体の長は、申告特例の請求を受け、その特例の対象となる年の翌年の1

(36) 与党税制改正大綱6頁。なお、「ふるさと納税」制度の前身である「ふるさと寄附金控除」制度（所得控除制度）を含め、拙稿「個人住民税の寄附金控除制度——『ふるさと寄附金控除』制度と『ふるさと納税』制度についての若干の検討」税務弘報2008年3月号106頁、109頁を参照。

(37) 与党税制改正大綱6頁。

(38) 与党税制改正大綱39頁。政府税制改正大綱28頁も同じ文言である。

月31日までに、「ふるさと納税」を行った者の住所所在地の市町村長に対して「申告特例通知書」を送付しなければならない（同第5項、第12項）。なお、同第6項または第13項の各号のいずれかに該当する場合には、申告特例の請求および「申告特例通知書の送付」はなかったものとみなされる。

また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用者には、「ふるさと納税」を行う者の住民税所得割について附則第7条の2に定められる申告特例控除額が適用される。

「ふるさと納税」についての私見は、別稿においても述べたところであるが⁽³⁹⁾、地方自治法第10条第2項に明示される負担分任原則を崩壊させ、地方税制における応益負担原則の強調と矛盾するとともに、住民自治の理念にも反することを強調しなければならない。そればかりでなく、地方税の在り方という観点からすれば「返礼品」の競争的過熱状態は大いに懸念すべき状態である。実際に、総務省自治行政局（企画課など）は、「平成27年度の地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等」（各都道府県税制担当課等宛事務連絡。平成27年1月23日付）⁽⁴⁰⁾において自粛を求めており、総務省は、平成27年4月1日にも同旨の通知を出しているが、多くの地方公共団体にとっては馬耳東風という状態である。たとえば、或る調査（調査主体は記事に示されていない）について日本経済新聞社が報じたところによると、返礼品についての見直しを不要と判断した地方公共団体が27%であり、要請とは逆に「返礼品を充実させた」、またはその予定である旨を答えた地方公共団体が10.5%に上っており、「一定の見直しを実施した」、または予定である旨を答えた地方公共団体は28.6%に留まっている⁽⁴¹⁾。地方交付税の減額など、「ふるさと納税」による税収減の地方公共団体への税収再配分が求められるところであろう。

また、「ふるさと納税」は国民・住民に対して強制的に寄附を行わせるものではないが、寄附金を地方財政の歳入面における重要な要素とする点においても疑問が残る。

この点に関連して、昭和23年1月30日の閣議決定である「官公庁における寄附金等の抑制について（次官通達）」⁽⁴²⁾が「財政の窮迫化に伴い、最近諸官庁（学校を含

(39) 拙稿・前掲注(36)105頁、同「技術的困難性が露呈した『ふるさと納税』」納税通信2995号（2007年）4面も参照。

(40) http://www.soumu.go.jp/main_content/000335905.pdf

(41) 日本経済新聞2015年10月27日付朝刊5面13版「ふるさと納税返礼、自粛要請でも……『見直し必要ない』27% 自治体調査」。

(42) <https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib00855.php>

む。)においてその経費の一部を諸種の寄附に求める傾向が著しいが、寄附者の自由意志によると言われる場合においても、その性質上半強制となる場合が多く、或いは国民に過重の負担を課することとなり、或いは行政措置の公正に疑惑を生ぜしめる恐れなしとしない」、「官庁の諸経費は、予算でもって賄い、寄附金等の形によつて他に転嫁することは、極力これをつつしむこととし、これがため行政諸政策は、国家財政との関連において実行可能のものに限定するよう努めること」、「官庁自身による場合はもとより、後援団体を通じてなす場合においても寄附金の募集は厳にこれを禁止すること」、「自発的行為による寄附の場合においても、割当の方法によるものでなく、且つ主務大臣が弊害を生ずる恐れがないと認めたものの外その受納はこれを禁止すること」、「地方公共団体に対しても前各項に準ずるようその自粛を求めること」を要請していることを、想起すべきであろう。

〔4〕車体課税の改正

まず、自動車取得税については、「エコカー減税」を平成29年3月31日まで延長する。その上で、乗用車については「平成27年度燃費基準値」から「平成32年度燃費基準値」に変更し、バス・トラックについては「平成27年度燃費基準値より〇%以上燃費性能の良いもの」の〇(数値)を引き上げる、などの改正を行う(地方税法附則第12条の2の5)。

次に、軽自動車税については、「軽自動車税のグリーン化特例」として、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽自動車(新車に限る。また、二輪を除く)で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについては、当該取得日の属する年度の翌年度、すなわち平成28年度分の税率を軽減する(地方税法附則第30条)。具体的には、次のようになっている。

- (1) 電気自動車および天然ガス車で、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについては、税率を約75%軽減する。
- (2) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車については、次に該当するものに限り、税率を約50%軽減する。
 - ① ガソリンを燃料とする乗用軽自動車は、平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの

- ② ガソリンを燃料とする貨物用軽自動車は、平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの
- (3) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車については、次に該当するものに限り、税率を約25%軽減する。
 - ① ガソリンを燃料とする乗用軽自動車は、平成32年度燃費基準を満たすもの(20%以上燃費性能の良いものを除く)
 - ② ガソリンを燃料とする貨物用軽自動車は、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの(35%以上燃費性能の良いものを除く)

他方、平成27年度分以後の年度分について適用することとされている原動機付自転車及び二輪車に係る税率(地方税法第444条第1項第1号を参照)については、その適用開始を1年間延期する。従って、これらについては平成28年度分以後に適用される。

〔5〕固定資産税および都市計画税

多岐にわたるので、三点のみをあげておく。

- (1) 平成27年度に実施される評価替えにあたり、現行の土地に係る負担調整措置等(商業地の7割評価など)を継続する。
- (2) 地方税法第349条の3の2第1項を改正し、土地の住宅用地特例の対象から「空家等対策の推進に関する特別措置法」第14条第2項により所有者等に対して勧告がなされた同法第2条第2項に規定する「特定空家等の敷地の用に供されている」土地を除外する。これは国土交通省からの要望に応えるものである⁽⁴³⁾。
- (3) 固定資産税、都市計画税および不動産取得税について「わがまち特例」を導入する。その内容の概略は、次の通りである。
 - ① 都市再生特別措置法第23条に規定する認定事業者が、同第25条に規定する認定事業によって平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得した公共施設等の用に供する家屋および償却資産(同第29条第1項第1号)で政令で定めるものに対して課する固定資産税または都市計画税の課税標準を、新たにこれらの税が課されることとなった年度から5年度分に限り、「当該家

(43) 東ほか・前掲注(1)214頁。

屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、五分の三）を乗じて得た額とする」（地方税法附則第15条第18項本文）。改正前は課税標準額の5分の3とされていたが、改正により、5分の3を基準としつつ、2分の1以上10分の7以下までの間で、市町村の選択に委ねるという趣旨である。また、適用期限も2年延長された。

- ② 前記①にいう家屋および償却資産で、都市再生特別措置法第2条第5項に定められる特定都市再生緊急整備地域で施行された「同法第二十五条に規定する認定事業により取得したもの」の課税標準を、「当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）を乗じて得た額とする」（同ただし書き）。これも、改正前は課税標準額の2分の1とされていたが、改正により、2分の1を基準としつつ、5分の2以上5分の3以下の間で、市町村の選択に委ねるという趣旨である。
- ③ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された「津波防災地域作りに関する法律」第60条第1項または第61条第1項による管理協定の対象となる家屋（同第62条第2項第1号）に対して課する固定資産税の課税標準は、同第60条第1項に係る部分、同第61条第1項に係る部分の区分に応じ、協定締結または建築もしくは取得の翌年度およびその後5年度分に限り、「当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする」（地方税法附則第15条第30項）。これも、改正前は課税標準額の2分の1とされていたが、改正により、2分の1を基準としつつ、3分の1以上3分の2以下の間で、市町村の選択に委ねるという趣旨である。
- ④ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された「津波防災地域作りに関する法律」第60条第1項または第61条第1項による管理協定の対象となる償却資産（同第62条第2項第1号）に対して課する固定資産税の課税標準は、新たにこれらの税が課されることとなった年度から5年度分に限り、③と同様の扱いとする（地方税法附則第15条第31項）。

- ⑤ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新築された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第7条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（同第5条第1項）で政令で定めるものについては、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分に限り、固定資産税額の「三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する（地方税法附則第15条の8第4項。同第15条の6第2項を準用）。これも、改正前は固定資産税額の3分の2とされていたが、改正により、3分の2を基準としつつ、2分の1以上6分の5以下の間で、市町村の選択に委ねるという趣旨である。

〔6〕 狩猟税の改正

平成27年5月29日以後に狩猟者の登録を受ける者に対し、平成31年3月31日まで、次のような軽減措置を実施する。

- (1) 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録について、狩猟税を非課税とする（地方税法附則第32条第1項）。
- (2) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第18条の5第2項第1号にいう認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録について、狩猟税を非課税とする（地方税法附則第32条第2項）。
- (3) 狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止等の目的で「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録について、狩猟税の税率を2分の1に軽減する（地方税法附則第32条の2第1項）。

4. 国会における法律案の審議状況

前記のような内容の地方税法等一部改正法について、衆参両院において審査・審議がなされた。その様子を、項目毎に概観していくこととする。なお、便宜のため、法律案の提

出から公布までの経過について概略を示しておく。

衆議院議案受理年月日	平成27年2月17日
衆議院付託年月日	平成27年2月26日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	平成27年3月13日（可決）
衆議院審議終了年月日	平成27年3月13日（可決）
参議院予備審査議案受理年月日	平成27年2月17日
参議院議案受理年月日	平成27年3月13日
参議院付託年月日	平成27年3月25日（総務委員会）
参議院審査終了年月日	平成27年3月31日（可決）
参議院審議終了年月日	平成27年3月31日（可決）
公布年月日	平成27年3月31日

〔1〕衆議院総務委員会

前述のように、高市総務大臣による地方税法等一部改正法案の趣旨説明は、3月5日の総務委員会（第3回）において行われた。3月13日（第6回）に採決が行われ、起立多数で可決された。

① 地方法人課税の改正

まず、稲津久委員（公明党）は、「公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税の考え方を踏まえれば、法人事業税の所得割の税率引き下げ、外形標準課税拡充、これはすべきである」としつつも、「外形標準課税の対象となっている資本金が一億円を超える法人の中でも、比較的規模の小さい中堅企業」への配慮について質した。これに対し、高市総務大臣は「税制改正プロセスの中で、公明党の皆さんからも、そしてまた関係省庁、関係団体からも、大法人の中でも比較的事業規模の小さい、地域経済を支えるいわゆる中堅企業の中で負担増となる企業への配慮が必要であるという御要望、御指摘をいただいたところであります」とした上で、「今回の改革は、企業の稼ぐ力を高める、それから収益の増加への取り組みを後押しする、こういったものでありますけれども、さまざまな御指摘もいただき、また、改革の取り組みにはやはり一定の期間を要するという事も踏まえまして、大法人の中でも比較的事業規模の小さな法人について、もしも外形標準課税の拡大によって負担増となる場合には、負担増について最大二分の一軽減する措置を時限的に講ずることといたしました。いわゆる中堅企業に対しての配慮というこ

とでございます」と答弁した⁽⁴⁴⁾。

一方、外形標準課税の拡充に反対する旨の質疑も多くなされた。まず、福田昭夫委員（民主党）は、法人実効税率の引き下げの意味について質疑を行っているが、宮下一郎財務副大臣が「単に減税をするということではなくて、課税ベースを拡大して財源を確保しつつ税率を引き下げる。このことで、今は一部の黒字企業に税負担が偏っている状態でありましてけれども、これを是正して、広く法人課税を分かち合う、こういう構造にしようというものであ」と述べたことにつき、「担税能力のある企業に、あるいは担税能力のある人に負担をしていただくというのが基本ですから、赤字法人まで拡大して税金を納めさせようという考え方は」誤っていると述べる⁽⁴⁵⁾。

田村貴昭委員（日本共産党）も「外形標準課税は応益負担の原則でやって」おり、「拡大して広く負担を求めるといふふうに言われますけれども、税の原則はやはり応能負担ではないでしょうか。応能負担の原則はちゃんとしっかりと基本に据えていただかなければならないと思います」と述べた。これに対し、平嶋彰英総務省自治税務局長は「応能課税も重要であるという面はあ」るが「地方税においては、やはり行政サービスの対価として、応益課税を重視すべきであるという原則がある」と答えている⁽⁴⁶⁾。

また、田村委員は、2月18日に開かれた地方財政審議会の「地方法人課税のあり方等に関する検討会」における資料を基にしつつ、資本金100億円以上の黒字の大企業については平均で5,900万円の減税となるのに対し、欠損法人や赤字企業については負担増となる旨を質した。これに対し、平嶋総務省自治税務局長は「今回の、所得割の引き下げと外形標準課税の拡大を内容といたします法人事業税の改革は、法人税改革の一環として、企業の稼ぐ力を高め、法人事業税を成長志向型に変えていくことを目指して、法人実効税率の引き下げを税収中立で行うもの」と答えた上で「ずっと赤字企業であるということはまず考えられない」、「単年度の損益で見れば黒字であるけれども、過去の赤字のせいで、繰り越しのせいで赤字になっているという企業」が「いつまでも赤字のままということもない」ので「そういった企業に適正に負担していただくということと、むしろこの赤字企業も、黒字

(44) 第189回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成27年3月9日）7頁。

(45) 第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）2頁。

(46) 第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）12頁。

になれば実際はその黒字になった年は減税になるわけですので、ぜひこういった企業にきちんと稼いでいただいて経済を活性化していただくことを期待しているということで御理解をいただきたい」と答弁した⁽⁴⁷⁾。

また、田村委員は、与党税制改正大綱が中小企業への外形標準課税への拡大等について引き続き検討するとしていること⁽⁴⁸⁾に関連して「中小企業への外形標準課税の拡大の懸念」を示した。武正公一委員（民主党）も同旨を述べている⁽⁴⁹⁾。これに対し、高市総務大臣は、「中小法人課税については、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き幅広い観点から検討を行うとされておりますので、そのような観点に立って検討を行う必要はある」としつつ「外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済、企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行うともされておりますので、こうした方針に沿って検討していくことになる」と答えた。これを受けて田村委員は「地域経済への影響が懸念される話」であり、「中小企業への外形標準課税の拡大はきっぱりとやめるべきだと思」うと質した。これに対し、高市総務大臣は「資本金一億円超といいますと、対象は全法人の1%でございます。そうすると、やはり応益課税といったことを考えますと、余りにも不公平だということ。それと、一概に中小法人といいますが、非常に大きな利益を上げているところもあるわけです、資本金が一億円以下であっても。これを一律に扱うことの妥当性については、きちっと検討を行っていく」、「とにかく公平に公正に、みんなが負担を広く薄く分かち合いながら、しっかりと成長へのモチベーションを高めていく、こういった方向で検討されるべき」であると答えた⁽⁵⁰⁾。

② 地方消費税の税率引き上げ時期の変更（「地方交付税の率の変更等」も含む）

この点について直接質疑を行ったのは福田委員のみである。同委員は、税制抜本改革消費税法附則第18条第3項（これのみがあげられている）を削除すべきでない」と質したのに対し、宮下財務副大臣は「一つには、世界に冠たる社会保障制度を次

(47) 第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）11頁。

(48) 与党税制改正大綱4頁を参照。

(49) 武正委員の発言については、第189回国会衆議院総務委員会議録第5号（平成27年3月12日）6頁を参照。また、同旨は、地方税法等一部改正法案および「地方交付税法等の一部を改正する法律」案（内閣提出法律案第6号）に対する反対討論（水戸将史委員（維新の党）を除く）においても述べられている（第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）14頁）。

(50) 第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）12頁。

世代に引き渡す責任を果たすとともに、二つ目、市場や国際社会からの国の信託を確保するため」に「景気判断条項を付すことなく、確実に実施するということを決めさせていただいた」と答えた。福田委員は「アベノミクスが失敗することは多くの人が認めて」いるとして、平成29年4月1日に消費税・地方消費税の税率を引き上げることはできないと述べ、さらに、「消費税に頼る税制は見直さないとだめだ」、「日本の消費税の税率を上げれば、必ず景気を押し下げる効果がある」、「今までの過去の日本の国の税収を見ても、やはり直接税が一番税金が入っています、所得税とか法人税とか、あるいは相続税とか金融課税とか。こちらの方がちゃんと税金が入ります」、などと意見を述べている⁽⁵¹⁾。

他方、吉村洋文委員（維新の党）は、「中長期的な課題」として「地方税の充実と望ましい地方税体系」をあげ、「応益性を有し、薄く広く負担を分かち合う性質」を持ち、「税源の地域的な偏在性が少なく、税収が安定した性質」である地方税の充実を図るべきであるとして、消費税の地方税化の可能性について質した。高市総務大臣は「消費税は、社会保障・税一体改革において、現行の地方消費税収一％分を除く消費税収について、全額社会保障財源化されて」おり、「消費税を全額地方に移管するとしたら、社会保障について地方に相当大きな責任を担っていただく必要がありますけれども、これが結果的に大きな地域間格差を生じさせることにもなりかねないと思いますので、極めて慎重な検討が必要だと思います」と答えている。また、高市総務大臣は「地方消費税は、確かに、税源の偏在が小さくて税収が安定していますから、地方税にはふさわしいと思います。現行の仕組みでは、一定税率でかつ国に徴収委託をしているという点で、課税自主権の発揮の余地がないということが指摘されています」が「有識者から、カナダの付加価値税である協調売上税、これで州ごとに異なる税率となっていることを踏まえて、将来的に地方消費税に課税自主権を導入すべきだという提言もいただいて」いるので、「地方の基幹税としての地方消費税のあり方で、賦課徴収に関する地方団体の役割の拡大ですとか、あと、課税自主権の拡充ですとか、こういったことについては、今後とも研究を進めてまいりたい」と述べている⁽⁵²⁾。

(51) 第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）3頁。

(52) 第189回国会衆議院総務委員会議録第5号（平成27年3月12日）11頁。

③ 個人住民税の改正

「ふるさと納税」制度の問題点については、早くも平成27年3月5日の衆議院総務委員会（第3回）において、法律案の趣旨説明に先立って吉川元委員（社会民主党）が、税額控除の限度額の引き上げについて質し、さらに「寄附を受ける自治体の側」による「非常に高額な贈答品」を問題視し、「所得の高い方、いわゆる個人住民税をたくさん払われている方ほどふるさと納税の額もふえるわけで、それだけの見返りもたくさんもらえる、そういういろいろな問題点があるかと私は思いますし、見返りの中身次第で寄附が決まるとすれば、過疎の自治体から大都市の自治体に寄附がされることも可能であります。そうなりますと、これはもう、ふるさとの財政に寄与するという趣旨からも逸脱をしてしまうのではないかと質した。これに対し、高市総務大臣は「寄附先団体に対して税収の一部を移転させるという効果」、「所得税や住所地団体の個人住民税の減収が生じる」という側面を述べつつ、「未成年で教育を受けた地域でありましたり、さまざまな受益を受けている地域に、その受益の一部を負担するという意味もあると考えています」と答えた。また、返礼品については「地方側も問題意識を持っていただいております」、「地方団体側でまずは良識ある対応をしていただかなきゃいけない」が「今回の制度拡充、先ほど申し上げました税制上の制度拡充とあわせまして、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うように地方団体に要請をする予定で」と述べ、結局は「ふるさとの産業の活性化、そして雇用の拡大にもつながるものでありますし、税の偏在性の一定の是正効果もあると考えて」と答えている⁽⁵³⁾。

また、吉川委員は「他の寄附金制度との控除額の差が余りにも大きく」、「今回の制度改正によってさらにこういう不均衡が拡大をして、その結果として、NPO法人あるいは公益社団法人などへの寄附に影響を与える、悪い影響が出るのではないかと質したのに対し、高市総務大臣は「制度的には、このふるさと納税の拡充というのは、NPO法人等への寄附に対しては中立的でありますから、何かとても悪い影響を与えるというものではないと考え」と答弁した。しかし、吉川委員の質疑には十分に答えていないものと思われる。また、同委員が「自治体間で」の

(53) 第189回国会衆議院総務委員会議録第3号（平成27年3月5日）27頁。なお、吉川委員は、地方税法等一部改正法案に反対する理由として、「ふるさと納税」の拡充の他、法人事業税の所得割の税率引き下げおよび外形標準課税の拡大、ならびに国から地方への税源移譲が皆無であることをあげている（第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）14頁）。

「変な形の競争が返礼品の中身によって起こる」と指摘している点も重要であるが、政府側は十分に答えていない⁽⁵⁴⁾。

総じて、過熱気味の傾向について、政府側の答弁は真剣味に欠ける憾みを免れえないと思われる。もっとも、野党側の質問についても、「ふるさと納税」に対して地方財政の構造と絡めた本質的な側面から疑念や反対意見を示したものとは思われず、不十分さが残る。

他方、橘慶一郎委員（自由民主党）は、「ふるさと納税」のワンストップサービスについて郵便局における手続の可能性を質した。これに対し、平嶋総務省自治税務局長は、「ふるさと納税の周知PR用資料の一つとして、郵便局で使用可能な払込取扱票をつけたリーフレットを作成いたしまして、各地方団体や官公署等に配布することを予定しております、この払込取扱票を使えば、寄附者が全国の郵便局から寄附者本人の手数料負担なく対象団体に寄附ができるとともに、その払込取扱票の半券を確定申告時の添付資料として使用できるというようなことをする予定にしております」と答えた⁽⁵⁵⁾。

④ 車体課税の改正

これについては、「軽自動車税のグリーン化特例」に反対する趣旨の質疑はなかったが、二輪車に係る税率引き上げの延期に関する質疑応答がなされた。

武正委員は、「当初、軽自動車と一緒に二輪車はことしの四月から一・五倍の増税ということでありましたが、二輪車については一年先送る」と指摘した上で、「新車だけの軽自動車の増税に対して、オートバイ、二輪車は新車も中古車も全てひっくるめて増税」の意味を質した。これに対し、高市総務大臣は、「市町村から標準税率見直しの要請が」あり、「特に原動機付自転車については、もう徴税コストすら賄えないという声が大きかった」ことをあげ、「徴税コストへの対応の観点からの今回の税率改定で」と答えた。これを受け、武正委員はLGWANなどを利用した登録のオンライン化について質したが、高市総務大臣は「税率を考える場合に、単に徴税コストが税率を下回っていればよいというものでもなくて、税収は各種政策や事業の財源としての役割を果たせる水準の税率が必要ですから、現にもうコスト割れを起こしている団体が存在しているということは重く受けとめなけ

(54) 第189回国会衆議院総務委員会議録第3号（平成27年3月5日）27頁。

(55) 第189回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成27年3月9日）3頁。

れば、もう全く税をいただいても何にもならない、反対に徴税コストで出ていってしまうということにな」と述べ、「車検制度がない原動機付自転車や軽二輪車について、市町村間の情報ネットワークを構築して全国的に車両情報を一元的に整理して活用をするということは、技術的には不可能じゃないんでしょうけれども、そのためのコストは多大となりますから、それをまた納税者であるユーザーに御負担いただくということになって、現実的ではないと思います」と答えている⁽⁵⁶⁾。

⑤ 固定資産税および都市計画税

高井崇志委員（維新の党）は、地方税法第349条の3の2第1項の改正に関し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第14条第2項による「勧告という制度まで行くのはちょっと時間がかかるというか、勧告というのは重い処分じゃないかな、そうすると、なかなか勧告まで至らない空き家というのが全国に放置されたままになる」ので「勧告を待たずに」土地の住宅用地特例の「対象から控除する方策はないのか」と質したのに対し、平嶋総務省自治税務局長は「特別措置法の成立を受けまして、関係省庁からの御要望が、同法に基づく勧告の空き家について措置を講じてほしいというのがあったのがまず第一点で」あり、「その背景といたしましては、勧告に至る前の助言、指導の段階で、勧告を受ければこうなりますよということで、所有者等の改善の意思を促す効果もやはりできるだろう、勧告の前の段階の指導の段階でも、勧告を受ければそうなるんだということで、やはり効果があるのではなかろうか、まずそれで一旦法を施行しようではないかという考えが関係省庁間であったということだと思います」と答えている⁽⁵⁷⁾。

⑥ 狩猟税の改正

福田委員は、「対象鳥獣捕獲員と認定鳥獣捕獲等事業の従事者については非課税とするという判断を」評価しつつ「鳥獣保護法第九条に基づく許可捕獲の従事者については、やはり相変わらず二分の一課税をするということであるが、人材確保などの観点から非課税にすべきではないかと質したのに対し⁽⁵⁸⁾、あかま二郎総務大臣政務官は「捕獲等を専門に行う市町村職員である対象鳥獣捕獲員並びに鳥獣保護法の改正により新たに創設される認定鳥獣捕獲等事業者の従事者」が「主として

(56) 第189回国会衆議院総務委員会議録第5号（平成27年3月12日）4頁。

(57) 第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）9頁。

(58) 高井委員も同旨の質疑を行った（第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）9頁）。

捕獲に従事する」のに対し、「許可捕獲者は、農家等が自衛で行うケースもあるなど活動の制約が少ないこと、また地方財政への影響」をあげて「二分の一の減免とした」と答弁した⁽⁵⁹⁾。

〔2〕衆議院本会議

3月13日の本会議において、地方税法等一部改正法案および「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（内閣提出法案第6号）は一括して議題とされ、梶屋敬悟総務委員長の報告の後、起立多数で可決された。

〔3〕参議院総務委員会

高市総務大臣による地方税法等一部改正法案の趣旨説明は、3月26日の総務委員会（第4回）において行われた。3月31日（第6回）に採決が行われ、可否同数となったため、委員長により可決すべきものと決定された。

① 地方法人課税の改正

石井正弘委員（自由民主党）は、赤字企業といえども「地方の行政サービス、種々のものを享受している」ので「外形標準課税の拡充というものを是非やっていただきたい」と述べた⁽⁶⁰⁾。また、島田三郎委員（自由民主党）は、消費税および地方消費税の税率引き上げが必要であるとしつつも、地方消費税の税収が都市部に集中し、税収格差が拡大することに合わせて、地方創生の観点からの地方法人課税の偏在是正について質した⁽⁶¹⁾。これに対し、二之湯智総務副大臣は「法人住民税法人割の地方交付税原資化」、「地方法人特別税・譲与税の廃止」などを平成28年度以後の税制改正において結論を得る旨を述べる⁽⁶²⁾。

他方、渡辺美知太郎委員（無所属クラブ）は、法人税率等の引き下げが不十分である旨を述べた上で外形標準課税の拡充が経済成長に与える影響などを質した。こ

(59) 第189回国会衆議院総務委員会議録第6号（平成27年3月13日）4頁。

(60) 第189回国会参議院総務委員会議録第3号（平成27年3月24日）4頁。片山虎之助委員（維新の党）による質疑（第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月26日）20頁）も参照。

(61) 石井委員も、消費税および地方消費税の税率引き上げにより税源の偏在是正が喫緊の課題となると質した（第189回国会参議院総務委員会議録第3号（平成27年3月24日）4頁）。二之湯総務副大臣の答弁は、島田委員に対するものとほぼ同旨である。

(62) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月24日）3頁。

れに対し、高市総務大臣は、平成32年度の基礎的財源収支を黒字化するという目標と整合性を持たせるようにして、外形標準課税の拡充と所得割の税率引き下げを行った旨を答えた⁽⁶³⁾。

また、主濱了委員（生活の党と山本太郎と仲間たち）は、外形標準課税を中小零細企業に適用することについて慎重に検討すべきであると述べている⁽⁶⁴⁾。

② 地方消費税の税率引き上げ時期の変更（「地方交付税の率の変更等」も含む）

まず、島田委員が引き上げの重要性を質したのに対し、高市総務大臣は「地方における社会保障の安定財源の確保と地方財政の健全化を同時に達成する観点からも、偏在性が小さく安定的な地方税体系を確立する観点からも極めて重要なものと認識して」と答えた⁽⁶⁵⁾。他方、主濱委員は、GDP、可処分所得、実質賃金指数の状態からすれば「平成29年4月の消費税再引上げを今決断するのは時期尚早ではないか」と質した。これに対し、竹屋とし子財務大臣政務官は、衆議院総務委員会（第6回）における福田委員の質疑に対する宮下財務副大臣の答弁と同趣旨を述べた⁽⁶⁶⁾。

③ 個人住民税の改正

島田委員は、「ふるさと納税」の拡充を評価しつつ、その意義と「返礼品送付の過熱対策」を質した。これに対する高市総務大臣の答弁は、衆議院総務委員会（第3回）における吉川委員への答弁とほぼ同旨である。他に質問はなく、又市征治委員（社会民主党）による反対討論において「ふるさと納税の拡充は、受益と負担の関係をいびつにし、個人住民税の意義を損ねると同時に、他の寄附金制度との均衡を著しく欠く」と主張された⁽⁶⁷⁾。

④ 車体課税の改正

島田委員は、「軽自動車税のグリーン化特例」を評価しつつ「消費税率の10%引上げに向けて車体課税の議論が行われる運びと聞いておりますが、特に軽自動車に頼っている地方の実情に配慮しながら検討を進めてもらいたい」と質した。これに対し、二之湯総務副大臣は、やはり平成28年度以後の税制改正において具体的な結

(63) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月24日）28頁。

(64) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月24日）33頁。

(65) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月26日）3頁。

(66) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月26日）33頁。

(67) 第189回国会参議院総務委員会議録第5号（平成27年3月31日）2頁。

論を得るとしつつ「地方団体や関係者の意見を聞きながら検討を進めてまいりたい」と答えた⁽⁶⁸⁾。

他方、吉良よし子委員（日本共産党）は、軽自動車税の引き上げを中止すべきであるという旨を述べた⁽⁶⁹⁾。

⑤ 固定資産税および都市計画税

これについても最初に島田委員が質疑を行っているが、税制そのものに対してではなく、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に係る具体的な対応を質している⁽⁷⁰⁾。

衆議院総務委員会においては「わがまち特例」に関する質疑がなされなかったが、参議院総務委員会においては渡辺委員が行った。同委員は一定の評価をしつつ、措置の件数および内容、さらに「国が定めた基準によらずに独自の割合を定めている件数」について質した。これらについては平嶋総務省自治税務局長が答弁を行っており、「わがまち特例の拡充に伴って地方での自主的な税制の在り方についての議論が活発化していくことを期待している」と述べている⁽⁷¹⁾。

⑥ 狩猟税の改正

渡辺委員が、改正案を評価しつつ狩猟税の廃止の可能性を質した。平嶋総務省自治税務局長の答弁は明確性を欠くが、有害鳥獣対策の面から残すという趣旨であろう⁽⁷²⁾。

〔４〕参議院本会議

3月31日の本会議において、地方税法等一部改正法案、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」および「放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件」は一括して議題とされ、谷合正明総務委員長の報告の後、地方税法等一部改正法案は賛成141、反対96で可決され、法律として成立した。

(68) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月12日）4頁。

(69) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月12日）25頁。

(70) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月12日）4頁。

(71) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月12日）28頁。

(72) 第189回国会参議院総務委員会議録第4号（平成27年3月12日）27頁。

5. おわりに

第189回国会における両院の総務委員会においては、日本放送協会会長の靱井勝人氏らに対する参考人質疑に多くの時間が割かれた。そのため、地方税法等一部改正法に関する質疑応答は、やや内容の薄いものに留まったという印象を受ける。

また、平成27年度税制改正は、前述のように「デフレ脱却」、「経済再生」および「成長志向」がキーワードとされているのであるが、経済成長一辺倒の嫌いがある。地域間格差の問題を別とすれば、久しく議論されている国民間の経済格差（主に所得格差）の拡大傾向や子どもの貧困問題などについて、税制面で対処しようとする姿勢に乏しい。もっとも、与党税制改正大綱において「税制は社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、不断の見直しを行わなければならない」と述べられるが⁽⁷³⁾、その程度に留まる。むしろ、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」について一定の措置を講じた上で平成31年6月30日まで適用期限を延長する（租税特別措置法第70条の2第1項の改正）、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」制度の新設（同第70条の2の3を追加）など、富裕層を優遇し、所得格差や資産格差を助長しかねない内容が多くなっている。

日本において経済格差の問題は1998年以来議論され続けており、経済協力開発機構（OECD；Organisation for Economic Co-operation and Development）も、平成25年5月15日付の「貧困層ほど経済危機の打撃が大きく、格差と貧困のリスクが増す」において世界的に所得格差の拡大傾向が見られることを指摘している⁽⁷⁴⁾。また、日本国内においても、様々な論者により、消費税・地方消費税の税率引き上げに際して低所得者対策が重要であ

(73) 与党税制改正大綱2頁。

(74) <http://www.oecd.org/tokyo/newsroom/growing-risk-of-inequality-and-poverty-as-crisis-hits-the-poor-hardest-says-oecd-japanese-version.htm>. OECD編著（高木郁朗監訳、麻生裕子訳）『図表でみる世界の社会問題3 OECD社会政策指標』（2013年、明石書店）90頁も参照。なお、拙稿「格差是正と租税法制度——日本およびドイツにおける議論を踏まえての序論的考察——」日本租税理論学会編『格差是正と税制（租税理論研究叢書24）』（2014年、法律文化社）20頁において、等価所得によるジニ係数の変化、相対的所得貧困率の変化（OECDや厚生労働省の調査に基づく）を紹介しているので、参照されたい。

ることも度々述べられている⁽⁷⁵⁾。しかし、税制改正大綱（与党、政府）、およびこれらを受けた地方税法等一部改正法および所得税法等一部改正法には、経済格差是正を図るための措置がほとんど盛り込まれておらず、その視点もほとんどない⁽⁷⁶⁾。法律においても、所得税法等一部改正法により租税特別措置法に第41条の8が追加され、消費税・地方消費税の税率引き上げに際して「低所得者に配慮する観点から」市町村または特別区から市町村住民税もしくは特別区住民税を免除された者に対して給付される給付金、および児童手当法などによる給付金について所得税を課さないとされることが目立つ程度である。

子どもの貧困も深刻である。日本における子どもの貧困率は、昭和60年に10.9%であったのに対し、平成21年に15.7%、平成24年に16.3%となっている⁽⁷⁷⁾。平成21年（または平成22年）の段階で、日本の率はOECD加盟34カ国中25位であるが、特に問題であるのは、ひとり親世帯における子どもの貧困率が50.8%で34カ国中33位、就労中の一人親世帯における子どもの貧困率に至っては58%で34カ国中34位となっており、非常に劣悪な状況に追い込まれている⁽⁷⁸⁾。ようやく、平成27年4月2日に政府が「民間資金を活用した基金を新設する」ことを発表した⁽⁷⁹⁾、「成長志向」を唱えるのであれば、社会保障制度、税財政制度などを総合的に俯瞰した政策が必要であり、何らかの税制上の措置が求められるであろう。

もとより、経済格差、子どもの貧困などの問題は、税制のみで解決しうるものではない。しかし、少なくとも経済面における優勝劣敗を助長するような税制が正しいものであるかは、常に問われなければならない。その意味において、外形標準課税の拡充にみられるような、過度の応益性の強調は、税制の公平性に照らして重大な疑義をもたらすものである。税制に求められるべき原則の再考が必要とされるであろう。

(75) 本稿では、さしあたり、岩崎政明他「税制抜本改革をめぐる諸問題」日本租税研究協会『税制抜本改革と国際課税等の潮流（公社）日本租税研究協会第64回租税研究大会記録2012』（2012年、日本租税研究協会）51頁以下の参照を願うこととしておく。

(76) 衆議院財政金融委員会会議録第5号（平成27年3月13日）において、鷲尾英一郎議員や丸山穂高議員が所得税法等一部改正法案について私見と同様の指摘を行っている。

(77) 朝日新聞2015年4月3日付朝刊1面14版「子どもの貧困対策基金 政府 民間資金で新設へ」、内閣府編集『平成26年版 子ども・若者白書』（2014年、日経出版）168頁による。朝日新聞2015年4月3日付朝刊3面14版「子の貧困対策 民間頼み 基金で『呼び水』狙う■支援団体は期待」も参照。なお、OECDでは18歳未満の者が抱える貧困を「子どもの貧困」とする。

(78) OECD（高木監訳、麻生訳）・前掲注(74)95頁による。

(79) 注(77)に示した朝日新聞朝刊記事による。

なお、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(「骨太の方針2015」)は、「税制の構造改革」に関する5つの「改革の基本方針」において、筆頭にあげられる「成長志向の法人税改革」⁽⁸⁰⁾に続き、「低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し」、「働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保」、「世代間・世代内の公平の確保等」および「地域間の税源の偏在是正」をあげる⁽⁸¹⁾。これらは「骨太の方針2014」において等閑視されていた問題であり、その意味では前進と言える。しかし、これらの基本方針から具体的な改革像が見えてくる訳ではない。また、たとえば「活力維持」と「格差の固定化防止」がいかなる関係にあるのか、「活力維持」と「世代間・世代内の公平の確保等」が相互補完関係にあるのか、それともトレード・オフの関係にあるのか、という問題が明確にされているとは評価しがたい。平成28年度税制改正においていかなる具体像が打ち出されるのか、注目すべきところである。

(もり としき 大東文化大学法学部教授)

キーワード：地方税法等一部改正法／税制改正大綱／「法人税改革」／
外形標準課税／「ふるさと納税」／地方消費税

(80) 「骨太の方針2015」42頁は「現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する」と述べ、平成27年度税制改正における「法人税改革」の方向性を是認する。

(81) 「骨太の方針2015」42頁。税制に関する具体的な内容に乏しいことは否定できないものの、「税制の構造改革」における「今後の改革の中心」を個人所得課税に置き、「税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う」とも述べられている(同頁)。